

# ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局  
(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

## 「定期購入」トラブルに気を付けましょう！！

「おトクに試しただけ」のつもりが「定期購入」に！？  
こんな事例に関する消費者トラブルが増えています。

スマートフォンで、通常価格1万円以上する美容液を初回限定2,000円で購入できるとの広告を見て、販売サイトにアクセスして入力画面から注文した。

しばらくして商品が届いたが、同梱されていた納品書に次回お届け予定日についての記載があることに気づ

き、驚いて販売業者に連絡したところ、「初回を含め全4回の購入が条件の定期コースになっている」と言われた。「そのような注文をした覚えがない」と伝えたところ、「サイト上に表示はしており問題はない」「解約を希望するなら1万円の解約手数料を支払う必要がある」と言われた。



消費者センターに寄せられる「定期購入」に関する相談が急増しています。  
(R3年度68件→R4年度127件)

令和4年6月1日施行の改正特定商取引法により、事業者は、取引における基本的な事項について、最終確認画面で明確に表示することが必要となりました。ところが、低価格であることを強調する表示は大きいものの、定期購入に関する表示は小さいケースや、いつでも解約できるとうたいながら色々な条件が付されているなどの傾向があり、特に画面の小さいスマートフォンからSNSを利用した取引にトラブルが多くなっています。

消費者を誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、一旦注文すると簡単に契約をなかったことにはできません。

注文確認ボタンを押す前に  
心の確認ボタンをONにする



裏面を  
ご覧ください！

契約内容を冷静にしっかり確認するよう心がけてください

# 契約条件のチェックリスト

インターネット通販では、申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、必ず契約条件を最後まで確認してください。低価格を強調したり、注文をせかしたりする販売サイトには特に注意を！！

<注文する前に確認しましょう>

- 定期購入が条件になっていませんか。
- (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決めてられていませんか。
- 支払うことになる総額はいくらですか。
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか。
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか。
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか。

※上記の契約条件が記載されている画面は、スクリーンショットで保存しましょう。



とま千ヨッパ  
0017 2487

気になることがあったら、

ひとりで悩まず、まずは相談を

◇ 苫小牧市消費者センター ◇

電話： 33-6510

相談受付： 平日 8時45分～17時15分

毎月第2・第4金曜日は20時00分まで

住所： 若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階